

社会福祉法人カナの会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カナの会の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 前項の報酬には、理事会及び評議員会に出席する際に要する交通費を含むものとする。ただし、交通費の実費が報酬の額を超える場合には、その差額を別途支給することができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 前3項に定める報酬額は日額とし、報酬には交通費を含むものとする。ただし、交通費の実費が報酬の額を超える場合には、その差額を別途支給することができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 前項に定める報酬額は日額とし、報酬には交通費を含むものとする。ただし、交通費の実費が報酬の額を超える場合には、その差額を別途支給することができる。

(適用除外)

第7条 常勤の役員には、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名称	報酬額
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

名称	報酬額
理事業務報酬	10,000円
評議員業務報酬	10,000円
監事監査指導報酬	10,000円